転出届（郵送による請求）

届出人	氏　　名	
	日中の連絡先	電話番号　　（　　）　　※平日8:30～17:15に連絡のつく電話番号を**必ず**ご記入ください。

↓転出の種類（どちらかに〇をつけてください）

	紙の転出証明書による転出	
	住基カード・マイナンバーカードによる転出	※転出者の中に住基カード・マイナンバーカードをお持ちの方がいる場合のみ可能です。 転出証明書は発行されず、住基カード・マイナンバーカードを利用して転入届を行います。 ※転入時に住基カード・マイナンバーカードの暗証番号入力が必要です。 **◎羽生市での手続き終了後、届出人宛にお電話でご連絡いたします。**

届出日(この用紙を作成した日付をご記入ください) 令和　　年　　月　　日	※異動日(新住所へ異動する(した)日付をご記入ください) 令和　　年　　月　　日

旧住所	埼玉県 羽生市　　番地　　番　　号
旧住所の世帯主の氏名	
新住所	都道府県　　番地　　番　　号 アパート等方書き（　　）
新住所の世帯主の氏名	

転出する方	ふりがな 氏　　名	生年月日	続柄
		大・昭・平・令 年　　月　　日	
		大・昭・平・令 年　　月　　日	
		大・昭・平・令 年　　月　　日	
		大・昭・平・令 年　　月　　日	

※異動日から14日以内に新住所へ転入届ができない場合は、住基 カード・マイナンバーカードによる転出ができません。紙の転出証明書による転出となります。

●郵送するもの

□	**転出届（この書類）**	
□	**本人確認書類のコピー** **（有効期限内のもの）**	**官公署発行の顔写真付き本人確認種類の場合…コピー1点** 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード表面、顔写真付き住基カードなど
		上記以外の本人確認書類の場合…コピー2点 健康保険証、年金手帳、住基カード、預金通帳、介護保険被保険者証など
□	**返信用封筒（届出人の住所（羽生市の住所又は転出先の新住所）氏名を記入し、切手を貼ったもの）** 転出証明書にはマイナンバーが記載されているため簡易書留での返送を推奨しています。 普通郵便の場合、万が一お手元に届かない際の調査は、差出元の郵便局内に郵便物が残っているかどうかの確認のみとなりますので、あらかじめご了承ください。	
	マイナンバーカードによる転出の場合は、返信用封筒は不要です。	

送付先：　〒348-8601　埼玉県羽生市東6丁目15番地　羽生市役所市民生活課
☎　048-561-1121　（内線135）